

番号	ページ	章番号	施策番号	施策名など	原案（修正前）	修正案	修正理由
1	59	3	1	互いに支え合う地域福祉の充実	—	「超高齢社会」 総人口に占める65歳以上の人の割合を高齢化率といい、高齢化率が21%を超えた社会のことを言う。	「超高齢社会」という言葉がわかりにくいいため、用語解説を加える。
2	62	3	2	住み慣れた地域で安心して暮らす高齢者福祉の充実	<p>■取組方針 高齢者が生きがいをもって、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、高齢者の生活支援を推進するとともに、支援の担い手育成など地域で支える体制を整えます。～</p> <p>【取組（基本事業）概要】 3-2-1「在宅生活・地域生活への支援」概要 高齢者が、住み慣れた地域において、在宅で充実・自立した生活を送ることができるよう、外出や家事支援などの日常生活を支援します。また、高齢者を地域で支える体制づくりを推進します。</p>	<p>■取組方針 高齢者が生きがいをもって、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、高齢者の生活支援を推進するとともに、支援の担い手育成など医療と介護の連携をすすめ、地域で支える体制を整えます。～</p> <p>【取組（基本事業）概要】 3-2-1「在宅生活・地域生活への支援」概要 高齢者が、住み慣れた地域において、在宅で充実・自立した生活を送ることができるよう、外出や家事支援などの日常生活を支援します。また、在宅医療・介護を一体的に提供し、高齢者を地域で支える体制づくりを推進します。</p>	高齢者が住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けるためには、在宅医療と介護の連携が欠かせず、今後、地域の特性に応じた医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される仕組みづくりが必要である。そのため、「在宅医療と介護の連携」について表現を追加する。
3	63	3	3	共生社会をめざす障がい者福祉の充実	—	保留（第3回保健福祉分科会での審議結果による）	
4	64	3	3	共生社会をめざす障がい者福祉の充実	<p>■取組方針 【取組（基本事業）概要】 3-3-3「就労への支援」概要 一人でも多くの障がい者が就労できるよう、国や県の各関係機関・窓口と連携を強化します。また、一般就労が困難と思われる障がい者については、福祉的就労の場を確保し、障がい者の工賃アップを図る取組により、障がい者の経済基盤の確立の取組の充実を図ります。</p>	<p>■取組方針 【取組（基本事業）概要】 3-3-3「就労への支援」概要 一人でも多くの障がい者が就労できるよう、国や県の各関係機関・窓口との連携を強化します。また、一般就労が困難と思われる障がい者については、福祉的就労の場を確保し、<b>するとともに、障がい者就労施設等からの物品調達を推進するなど、障がい者の工賃アップを図る取組により、障がい者の経済基盤の確立の取組の充実を図りますの強化に努めます。</b></p>	障がい者の工賃アップを図る取組がどのようなものか分かりにくいいため、具体例を示すことで読みやすくなるよう改める。
5	65	3	4	健康づくりの推進と保健・医療の連携	<p>【背景】 ライフスタイルの変化により、生活習慣病や心の病は増加傾向にあり、医療費の増加などに大きな影響を与えています。このため、生活の質を確保できるような健康づくりが求められています。</p>	<p>【背景】 ライフスタイルの変化により、生活習慣病や心の病<b>こころの病</b>気は増加傾向にあり、医療費の増加などに<b>医療費や市民の生活の質</b>に大きな影響を与えています。このため、生活の質を確保できるような<b>これらの疾患の発症予防に視点を置いた市民</b>の健康づくりが求められています。</p>	「心の病」という表現を嫌がる人もいるため、表記の仕方を改める。また、「生活の質の確保」という表現では、どのような状態を表すのかわかりにくいいため、文章全体を整理して読みやすく改める。
6	68	3	5	自立を支える生活福祉の充実	<p>■成果指標と目標値 生活保護受給者の自立支援対象者のうち、収入増が図られた人の割合</p>	<p>■成果指標と目標値 生活保護受給者の自立支援対象者のうち、収入増が図られた人の割合 <b>生活保護受給者のうち、就労支援を受け収入増となった人の割合</b></p>	生活保護者全体が対象と誤解されることが考えられるため、生活保護者のうち就労支援を受けている人ということがわかる表現にする。
7	69	3	5	自立を支える生活福祉の充実	<p>■取組方針 ～セーフティーネットとしての生活保護の適正実施と早期の自立支援に取り組みます。</p> <p>【取組（基本事業）概要】 3-5-1「適正扶助の推進」概要 生活保護世帯ごとの実態的確な把握と、実情に応じた相談支援体制の構築により、生活保護の適正実施に努めます。〔以下略〕</p>	<p>■取組方針 ～セーフティーネットとしての生活保護の適正な実施と早期の自立支援に取り組みます</p> <p>【取組（基本事業）概要】 3-5-1「適正扶助の推進」概要 生活保護世帯ごとの実態的確な把握と、実情に応じた<b>即した</b>相談支援体制の構築により、生活保護の適正実施に<b>努めますその困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するよう努めます。</b>〔以下略〕</p>	不正受給を防止し、生活保護法の適正な運用という意味ではあるが、「適正実施」という言葉ではわかりにくいいため、表現を改める。